

平成 24 年度包括外部監査の結果について

平成 25 年 2 月 4 日に、包括外部監査人から「平成 24 年度 包括外部監査結果報告書」が林市長に提出されました。

1 包括外部監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

(2) 監査の対象

中小企業振興施策に関する財務事務の執行について

(3) 監査対象部署

経済局、公益財団法人横浜企業経営支援財団、横浜市信用保証協会、
財団法人木原記念横浜生命科学振興財団

(4) 監査対象期間

原則として平成 23 年度（平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで）
ただし、必要に応じて平成 22 年度以前及び平成 24 年度の執行分を含む。

2 監査結果

監査の結果	6 件
監査の意見	45 件

※ 監査の結果： 今後、横浜市において何らかの措置が必要であると認められる事項。主に、合規性に関する事項（法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項）となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合には、経済性、効率性及び有効性の観点からの結論も含まれる。

※ 監査の意見： 「監査の結果」には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事務事業の運営の合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、横浜市がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待するもの。

3 監査の結果・意見と本市の考え方

(1) 監査の結果

指摘の概要	本市の考え方	報告書
ソーシャルビジネス初期相談事業業務委託における個人情報取扱状況報告書の提出について		
委託仕様書で提出を義務付けている個人情報取扱状況報告書が、受託者から市へ提出されていなかった。	報告書を提出させるよう改めます。	81 頁
横浜企業経営支援財団（IDEC）への補助金の対象経費・補助事業のコスト把握について		
市は補助金の対象経費について明確なルールや範囲を財団に示し、実績を確認する必要がある。	補助金要綱を見直し、補助対象経費の明確化や経費の算出方法のルール化などを図り、事業ごとの費用対効果を確認できるようにします。	84 頁 92 頁 94 頁
横浜企業経営支援財団（IDEC）への補助事業要綱について		
補助対象事業の内容が具体的ではなく、対象経費や交付金額の上限額、補助率などの制限も示されていない。 より効率的・効果的な事業執行のため、要綱の見直しが必要である。	補助対象事業、対象経費についての補助基準の明確化など、補助金要綱の見直しを行います。	89 頁 93 頁 94 頁 96 頁 99 頁
横浜商工会議所中小企業相談事業補助金交付の根拠について		
横浜商工会議所に補助金を交付する必要性等について、相互に連携や役割分担を図りながら説明できるようにしておくべきである。	情報の共有や役割分担の検討など、商工会議所と協議を行い、交付の必要性等を明確にします。	100 頁
横浜企業経営支援財団（IDEC）の特定資産の取得、取崩及び残高について		
修繕積立資産などの特定資産残高の必要額を精査し、必要額については毎期一定額による積立、不要な額についてはあらかじめ定めた取崩事由による計画的な取崩を行うべきである。	各特定資産の必要額や積立・取崩ルールを明確にしたうえで、適切な対応を図ります。	105 頁
横浜市信用保証協会の回収業務における保証協会サービス職員への情報開示制限について		
保証協会のシステム上で、保証協会サービス職員が、回収委託事案以外の情報も閲覧できる状態になっており、情報漏えいのリスクがある。 早急に、保証協会サービス職員が閲覧できる範囲を制限する等の措置が必要である。	保証協会では、24 年度中にサービスサーの端末利用について、閲覧範囲に制限を設ける等の改善を図ります。	161 頁

(2) 主な監査の意見

意見の概要	本市の考え方	報告書
横浜ワールドビジネスサポートセンター（WBC）について		
国際ビジネス相談及びオフィススペースの利用状況が十分でなく、事業効果が年間支出額に相当するとは言えないのと、市内経済の国際化という市の理念を達成するためには、現状の業務内容の再検討も必要と思われる。	入居率や利用状況など施策効果を見極め、業務内容等を検討していきます。	39 頁
中小企業研究開発促進事業（SBIR）の県事業との重複について		
中小企業の研究開発費助成は県でも実施している。県と市ですみわけを図ることが必要であり、協議会等を設け、重複部分の取扱いを検討することが望まれる。	県・市及び関係機関で「協議・連絡の場」を持つことを県に働きかけ、その中で、相互の助成事業に関する意見交換を行い、重複部分の取扱いを協議していきます。	47 頁
横浜市信用保証協会の保証承諾業務における返済可能性の十分な検討の必要性について		
要注意先への保証承諾において、返済可能性の検討が十分でない事例が見受けられた。返済可能性の十分な検討と、金融機関を通じ一層の経営改善を要請することが求められる。	今後とも、中小企業への金融支援という使命を踏まえつつ、より適切な保証承諾となるよう指導・調整していきます。	133 頁